

東京都北区分別収集計画

令和 7 年 8 月 25 日策定

1 計画策定の意義

廃棄物処理及び清掃行政は、廃棄物の発生量の増大や最終処分場の残余容量のひっ迫等を背景に、従来の焼却処理及び埋立処分を中心としたものから環境負荷が低減された循環型社会への転換が求められている。循環型社会の形成にあたっては、循環型社会形成推進基本法（平成 12 年法律第 110 号）をはじめとする関係法令の遵守に加え、これまでの大量生産、大量消費及び大量廃棄といった経済性及び効率性を優先した社会経済システムを見直し、社会を構成する消費者、事業者及び行政の各主体がそれぞれの役割を認識し、適切に履行することが求められる。

また、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「容器包装リサイクル法」という。）が完全施行されてから 25 年が経過し、消費者の分別意識の向上や容器包装廃棄物の分別収集が浸透してきたが、循環型社会の形成や資源の有効利用のためにも、より一層の取り組みの推進が必要である。

国は、令和 6 年 8 月に第五次循環型社会形成推進基本計画を閣議決定し、大量生産、大量消費、大量廃棄型の線形経済から、持続可能な形で資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行を前面に打ち出している。

北区では、令和 6 年 3 月に東京都北区資源循環推進審議会から「持続可能な循環型社会の形成に向けた、今後のごみ減量の推進について」の答申を受け、区の取り組みや情報等を誰にとってもわかりやすく発信すること、また、区民一人ひとりがごみの減量を「我が事」としてとらえ、ごみの「発生抑制・排出抑制」を意識し行動すること、さらには、区民だけでなく事業者・行政が一丸となり「自分たちにできること」を意識してごみの減量・適正排出に取り組むことが必要と提言された。

このような状況を踏まえて、より一層のごみの減量や資源化促進、適正処理を推進し、将来世代に継承できる持続的発展が可能なまちをつくるため、令和 7 年 3 月に北区一般廃棄物処理基本計画 2025 を策定し、区民 1 人 1 日あたりのごみ総排出量及び区民 1 人 1 日あたりのごみ排出量を引き続きごみの減量目標として掲げた。また、新たに、ごみ減量施策の効果の指標として家庭ごみ量及び事業系ごみ量、資源化の状況の指標としてリサイクル率を目標設定し、家庭及び事業系それぞれのごみ減量施策や資源化施策を推進することとした。

本計画は、容器包装リサイクル法第 8 条に基づき、北区における循環型社会形成のための理念や施策を踏まえた上で策定するものであり、一般廃棄物の中で相当な割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、再商品化することによって、資源の再利用と廃棄物の減量を促進することを目的とするものである。

2 基本的方向

本計画を実施するにあたっては、北区一般廃棄物処理基本計画 2025 に示された以下の基本理念と基本方針に準拠するものとする。

(1) 基本理念

次世代へより良い環境を継承するために、「環境負荷の軽減」「安定的なごみ処理・最終処分場の延命」「ごみ処理経費の抑制」を理由として、さらなるごみの減量を進め、できる限りごみが発生しない資源循環システムの構築、さらには未来の“ごみゼロ”社会の実現のため、「**ごみゼロの未来にむけ、みんなでつくる資源循環のまち**」を基本理念として定める。

(2) 基本方針

前述した基本理念のもと、本計画を実施するにあたっての基本方針を次のとおり定める。

① 区民・事業者・区の協働による3Rの推進

区では、これまでも3R推進に向けた施策を区民・事業者と協働して実施してきた。今後のさらなるごみ減量・資源化に向けて、より一層3Rを推進し、脱炭素社会・資源循環型社会を実現していくためには、区民、事業者、区の主体的な取組みとともに、相互の連携・協力が不可欠である。

区は、区民の自主的なリサイクル活動推進の支援や、区民や事業者の自主的な3Rへの取組みについて幅広い層への情報発信を通じて、区民や事業者が3Rを生活や事業活動の具体的な場面で取り入れ、ライフスタイルの見直し等の行動変容につながるような周知を積極的に行う。

② さらなるごみの減量化と資源の有効利用の推進

区ではリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）の2Rに重点をおいた取組みを強化し、家庭ごみだけでなく事業系ごみについても生ごみや食品ロスの削減、使い捨て容器の削減などごみの減量化を推進する。また、プラスチックの分別回収の徹底などリサイクル（再生利用）の取組みに対しても引き続き強化していく。家庭ごみ・事業系ごみともに発生抑制・排出抑制を第一として、排出したごみについては可能な限りリサイクルに努め、さらなるごみの減量化と資源の有効利用を推進する。

③ 安全で安心なごみの適正処理の推進

区は、区民の生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るため、排出されたごみ・資源を遅滞なく収集し、環境への負荷を可能な限り低減させる方法で適正に処理またはリサイクルする必要がある。

有害性、危険性のあるごみについては、環境への流出や事故が発生しないように、安全に処理を行う。また、集積所・資源回収ステーションが抱える課題を把握し整理した上で対応を検討し、災害時における円滑なごみ処理を行える体制を確立することにより、安全で安心なごみの適正処理を推進する。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和8年4月を始期、令和12年度を目標年度とする5ヵ年とし、3年ごとに改定するものとする。

計画期間	令和8年度～令和12年度
------	--------------

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、ペットボトル、プラスチック製容器包装、発泡トレイを対象とする。また、プラスチック資源循環法に基づき製品プラスチックを分別収集の対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物及び製品プラスチックの排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t/年）

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
容器包装廃棄物	21,799	21,754	21,715	21,684	21,660
製品プラスチック	1,757	1,760	1,764	1,767	1,770

6 容器包装廃棄物の排出の抑制のための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

容器包装廃棄物の排出抑制のため、次の施策を推進する。

（1） 区民・事業者・区の協働による3Rの推進

- ① 区民主体の集団回収への支援事業の拡充
- ② 区民へのきめ細かい情報提供・情報の「見える化」の実施
- ③ 環境学習などによる人材育成の推進
- ④ エコ広場館を拠点とするリサイクル活動の支援
- ⑤ 事業者等の自主的な取組みの推進

（2） さらなるごみの減量化と資源の有効利用の推進

- ① 生ごみの減量の推進
- ② 雑がみの資源化の充実
- ③ 不燃ごみ・粗大ごみの資源化の推進
- ④ プラスチック資源循環の促進
- ⑤ 民間事業者との連携による3Rの推進
- ⑥ 食品ロス削減のための教育及び学習の振興、普及活動
- ⑦ 食品関連事業者等の食品ロス削減への取組みに対する支援
- ⑧ 食品ロス削減についての表彰、実態調査等の実施・推進
- ⑨ 先進的な食品ロス削減への取組みの情報収集及び提供
- ⑩ 未利用食品等を提供するための活動の支援
- ⑪ 戸別収集の地域拡大の検討
- ⑫ 家庭ごみの有料化の検討
- ⑬ 事業者の規模や業種に合わせた排出指導の実施
- ⑭ 効果的な排出指導体制の構築
- ⑮ 優良事業者表彰制度の創設

- ⑯ 事業者のごみ減量の取組みに対する支援
- ⑰ 事業者の排出実態の把握

(3) 安全で安心なごみの適正処理の推進

- ① 効率的な収集運搬体制の構築
- ② 個別の状況に応じたきめ細かい収集の実施
- ③ 安全な収集運搬体制の構築
- ④ 事業経費の分析と情報提供の実施
- ⑤ ごみ集積所・資源回収ステーションの安定的な管理
- ⑥ 清掃事業関連施設の再編・有効活用
- ⑦ 安定的な中間処理体制の維持
- ⑧ 北清掃工場の建替期間の対応
- ⑨ 中間処理運営状況等の情報提供
- ⑩ さらなる最終処分量の削減を目指した協力体制の強化
- ⑪ 災害廃棄物への対応

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

最終処分場の残余容量、廃棄物処理施設の設備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、区民の協力度、北区が有する収集機材、施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は、下表右欄のとおりとする。

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器	缶
主として 無色のガラス製容器 ガラス製の 茶色のガラス製容器 容器 その他のガラス製容器	びん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	紙パック
主として段ボール製の容器	段ボール
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの	ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	容器包装プラスチック 発泡トレイ
プラスチック資源循環法に基づき分別収集するもの	製品プラスチック

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量、容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量及び製品プラスチックの量の見込み（法第8条第2項第4号）

（単位：t/年）

		令和8年度		令和9年度		令和10年度		令和11年度		令和12年度	
主としてスチール製の容器		464		447		431		415		399	
主としてアルミ製の容器		392		378		365		352		340	
無色のガラス製容器		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		964		930		898		867		837	
		(引渡 量)	(独 自 処 理 量)	(引渡 量)	(独 自 処 理 量)	(引渡 量)	(独 自 処 理 量)	(引渡 量)	(独 自 処 理 量)	(引渡 量)	(独 自 処 理 量)
		0	964	0	930	0	898	0	867	0	837
茶色のガラス製容器		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		413		397		382		368		355	
		(引渡 量)	(独 自 処 理 量)	(引渡 量)	(独 自 処 理 量)	(引渡 量)	(独 自 処 理 量)	(引渡 量)	(独 自 処 理 量)	(引渡 量)	(独 自 処 理 量)
		413	0	397	0	382	0	368	0	355	0
その他のガラス製容器		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		712		687		663		640		618	
		(引渡 量)	(独 自 処 理 量)	(引渡 量)	(独 自 処 理 量)	(引渡 量)	(独 自 処 理 量)	(引渡 量)	(独 自 処 理 量)	(引渡 量)	(独 自 処 理 量)
		712	0	687	0	663	0	640	0	618	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く)		13		12		12		12		12	
主として段ボール製の容器		4,646		4,660		4,674		4,688		4,703	
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		1,777		1,836		1,897		1,960		2,025	
		(引渡 量)	(独 自 処 理 量)	(引渡 量)	(独 自 処 理 量)	(引渡 量)	(独 自 処 理 量)	(引渡 量)	(独 自 処 理 量)	(引渡 量)	(独 自 処 理 量)
		0	1,777	0	1,836	0	1,897	0	1,960	0	2,025
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		2,054		2,127		2,200		2,274		2,348	
		(引渡 量)	(独 自 処 理 量)	(引渡 量)	(独 自 処 理 量)	(引渡 量)	(独 自 処 理 量)	(引渡 量)	(独 自 処 理 量)	(引渡 量)	(独 自 処 理 量)
		2,052	2	2,125	2	2,198	2	2,272	2	2,346	2
	(うち発泡トレイ)	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		2		2		2		2		2	
		(引渡 量)	(独 自 処 理 量)	(引渡 量)	(独 自 処 理 量)	(引渡 量)	(独 自 処 理 量)	(引渡 量)	(独 自 処 理 量)	(引渡 量)	(独 自 処 理 量)
		0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
製品プラスチック		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
		111		111		111		111		112	
		(引渡 量)	(独 自 処 理 量)	(引渡 量)	(独 自 処 理 量)	(引渡 量)	(独 自 処 理 量)	(引渡 量)	(独 自 処 理 量)	(引渡 量)	(独 自 処 理 量)
		111	0	111	0	111	0	111	0	112	0

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{容器包装廃棄物の排出量} \times \text{分別排出率}$$

分別基準適合物ごとの過去数年の収集実績と人口変動率を基に容器包装廃棄物の排出量の推移を求め、排出時の協力率を基に算定した分別排出率を乗じて算定した。

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る 分別の区分	収集運搬段階	選別保管等 段階
スチール製容器		缶	・ 区委託業者によるステーション回収 ・ 区民団体による集団回収	・ 委託業者 ・ 民間業者
アルミ製容器				
ガラス	無色のガラス製容器	びん		
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
飲料用紙製容器		紙パック	・ 区委託業者による拠点回収 ・ 区民団体による集団回収	
段ボール		段ボール	・ 区委託業者による集積所回収 ・ 区民団体による集団回収	
ペットボトル		ペットボトル	・ 区委託業者によるステーション回収	
その他のプラスチック製容器包装		容器包装プラスチック	・ 区及び区委託業者による集積所回収	
		発泡トレイ	・ 区委託業者による拠点回収	
製品プラスチック		製品プラスチック	・ 区及び区委託業者による集積所回収	

1 1 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第 8 条第 2 項第 6 項）

分別収集する容器包装廃棄物の種類	収集に係る分別の区分	収集容器	収集車	中間処理（選別・圧縮・保管等）
スチール製容器	缶	プラスチック コンテナ	2 t 平ボディ車	委託業者の施設
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん	プラスチック コンテナ	2 t 平ボディ車	委託業者の施設
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	回収ボックス 等	2 t パッカー車	民間業者の施設
段ボール	段ボール	バラまたは 縛る	2 t 平ボディ車	委託業者の施設
ペットボトル	ペットボト ル	網袋等	2 t パッカー車	委託業者の施設
その他のプラスチック製容器包装	容器包装プ ラスチック	袋出し	2 t パッカー車 軽小型車	委託業者の施設
	発泡トレイ	回収ボックス	2 t パッカー車	委託業者の施設
製品プラスチック	製品プラス チック	袋出し	2 t パッカー車 軽小型車	委託業者の施設

集団回収については、各団体と契約している民間業者において収集し、中間処理を行う。

1 2 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

区民や事業者の幅広い意見や要望を反映させ、かつ区民・事業者・区の三者の協力と役割分担のもと、分別収集と再商品化が円滑に推進できるよう、既存の清掃協力会・地域リサイクラー協議会との連携等を検討し、三者が一体となった推進体制を整備する。

また、区民や事業者による資源回収を促進するため、集団回収に対する支援、広報による普及啓発等を行う。